



がんちゃんのIPE通信

IPE (Intellectual Property Education)

平成18年度(後期) 知財教育の課題

大学教育総合センター長 玉真之介

昨年10月からはじまった現代GP「各学部の特性を生かした全学的知的財産教育」も、ようやく1年が経過しました。改めて、このプロジェクトの特色は、2つです。

1つは、全学的な取組だということ。知財GPに採択された大学を見ても、学部単位や単科大学・高専が多く、全学的な取組は決して多くありません。今年度前期に「知的財産入門」が開講され、170名もの受講生がいましたが、全学共通教育で本格的な知財科目が講義されている大学は、東北地区の中で本学のみではないかと思えます。

他の1つの特色は、知財教育を各学部の専門教育へ発展させる際に、「環境に役立つ」というキーコンセプトを設定したことです。この夏休みに、集中講義で実施された「知財ワークショップ」は、松尾や葛巻、遠野というフィールドの具体的な環境や地域興しのテーマを学生自身が探して、それに知財を活用するワークショップでした。

今後は、専門教育の場で知財教育を発展させることが課題となります。来月には、農学部を主に対象とした「農学系知財活用の最前線」という講演会(11月9日)が開催されます。農学部で知財教育に取り組んでいる大学は稀ですから、この点も、本学の特色になると思います。

教育学部でも来年度から知財教育の科目が開講されます。それに関わって、大阪教育大学への視察も予定しています。また、附属小学校での知財模擬授業も昨年に引き続いて今年も実施します。1月には、今年のシンポジウムを継承して、環境や地域興しに役立つ知財の活用について、フォーラムを開催します(1月12日)。

プログラムは後2年あります。各学部における知財教育の充実に、このGPをぜひ活用していただきたいと思います。



現代GP活動予定

11月9日
講演会「農学系知財活用の最前線」
講師：神山修(農水省参事官)
小林昭一(岩手大学特任教授)

1月12日
知財教育フォーラム
「地域おこしと知的財産——知的財産教育現場からのまなざし」

現代GP活動記録

9月25日、26日
特許庁・東芝知財部などの現場見学研修(第2回)

10月24日
公正取引委員会の講演会
「公正取引委員会の最近の取組み—改正独禁法の施行、入札談合、知財分野—」
講師：山田昭雄(公正取引委員会委員)

実録 すったもんだの特許登録

第1回 地産地消と持続可能開発をめざした「モノ創り」

米飯としての米消費量の伸びには期待できない「米あまり」の現状の中、米の生産と消費を拡大するためには、米を粉として使い、付加価値を付けた利用が重要だとの思いから、加工食品用改質玄米粉「イムナーフラワー」(ヘブライ語で「繁栄」や「幸福」の意味)を岩手県パン工業組合と開発しました。この製造技術を5年7ヶ月の歳月を掛けて登録に至った経緯を3回の連載で御紹介します。

岩手県には鮮度良好な食品素材が豊富にあることをつくづく感じます。地元の方々はこれを当たり前のことと感じ、あるいは気付いていないのかもしれませんが、鮮度が良好な食品素材を商品としてそのまま出荷することも大切ですが、それに付加価値を付けた加工食品にすることも重要であると思います。地場産の農林畜水産物を地元で消費するという「地産地消」が近年叫ばれています。この実現には、①モノづくり(商品)、②ヒトづくり(人材)、③ルートづくり(販路)が重要な要素であり、『産官学政民連携』がその推進に必須です。そして、これからのモノ創りの方向性として、廃棄物の発生抑制、無駄の排除、資源の再利用、機材・設備の修理を重んじるという消費者および生産者の意識改革、そして再資源化、分別・分解、廃棄物のエネルギー資源化を第一義とした循環型社会システムの構築が見えてきます。

(文:農学部助教授 三浦靖)

岩手大学知的財産教育実行委員会

〒020-8550
岩手県盛岡市上田三丁目18番34号

知財教育推進部事務局

電話 019(621)6749
FAX 019(621)6749
Email: chizai@iwate-u.ac.jp



岩手の“大地”と“人”とともに

第2回知財現場見学研修の報告 I

実践的な知財教育の一環として、9月25日～26日に第2回の現場見学（東京）を行った。見学コースは本年3月開催の第1回とほぼ同様で、民間企業知財部、特許事務所、特許庁、裁判所などが含まれる。知的財産権制度の全般的な理解をはじめ、企業の知財戦略、特許事務所の実務、特許審査の流れ、侵害訴訟などについて、現場で生情報を見聞することが主目的である。

参加した学生は18名（人社10名、教育2名、工学3名、農学3名）で、知財教育実行委員5名（佐藤委員長、吉田、宮本、三浦、関野）が引率した。また、事前研修では見学先の概要説明に加えて学生からの質問を取りまとめ、それらを予め訪問先に提出し、見学時に回答して頂いた。その甲斐もあって、訪問先での質疑応答はとても活発に行われ、充実した見学会となった。以下、見学順に研修内容の概要を示す。



最高裁判所：我が国の裁判所制度を概説するビデオを見た後、現在の建物（昭和49年建造）の説明を受けた。設計コンペ217件の応募作から選ばれたこの建物は茨城県産の花崗岩1万トン（10万枚）で装飾され、重厚感に溢れている。大法廷前のホール、大法廷、小法廷などを見学し、裁判官の任命制度、大法廷・小法廷の内部配置、裁判官の数、定足数、着席順などが解説された。ちなみに、年間約11,000件の上告は全て小法廷で裁かれ、大法廷（裁判官15人の合議制）を使うのは5件程度らしい。

知財高等裁判所：霞ヶ関の裁判所合同庁舎内にある知財の法廷で4件の裁判を傍聴した。僅か15分間で4件の裁判が終了し、うち2件は原告・被告とも不在で進められた。刑事裁判とは全く異なる雰囲気之感得に留まったが、後に訪問した特許事務所で裁判内容の補足説明を受け、事情は何と理解できた。

特許庁：長官室前の会議室に案内され、知的財産権の種類、産業財産権制度（特許権・実用新案権・意匠権・商標権）の目的と活用形態、侵害に対する権利行使などが、ビデオとパンフレットで解説された。その後、庁内にある独立行政法人工業所有権情報・研修館で特許検索（IPDL）の実演が行われ、さらに特許審査部では審査官による審査フロー（発明内容の理解→先行技術調査→新規性・進歩性の判断→特許権付与・拒絶）を説明して頂いた。現在、約1700人の審査官が年間約38万件（特許・実用・意匠・商標の合計）の出願に対応している。ちなみに、通常の特許審査では平均26ヶ月を要するが、平成18年7月以降は早期審査制度のガイドライン改定によって審査期間は1/10へと短縮可能となった。最後に、特許庁審判部の審判廷（写真参照）を見学し、産業財産権に関する審判制度の概要を学んだ。

東芝知的財産部：浜松町の東芝ビルにある知財部を訪問した。最上階の会議室に案内され、東芝の知財戦略、特に企業にとっての特許権の効用（市場の合法的独占、ライセンス活用、技術力の宣伝、事業・技術提携の有力材料）、それを実現する知財活動や社員研修方法が熱く語られた。また、知財要員には、法律・技術・語学に関する知識吸収欲、行動力・実行力、コミュニケーション能力およびタフな交渉力が必要と説かれた。

鈴業特許総合事務所：虎ノ門にある日本一大きな特許事務所で、社員350名のうち弁理士37名を抱える。地上9階地下2階の事務所ビルに十分な耐火対策が施され、ICカードによる入退室や所内専用エレベータ、所内専用LANなど、危機管理の充実振りが披露された。建物見学の後、某医薬品メーカーの頭痛薬の商標に関する侵害訴訟を例に、商標・意匠の実務を分かり易く説明頂き、また、国際特許の制度や審査費用について解説して頂いた。

以上5箇所の見学により、本研修の主目的である知的財産権制度と実務の概略把握は達成できたものと思われる。ただし、見学順序を系統的に設定し直すことで、研修の効果はさらに向上するであろう。また、本研修のように特許関連が主体の場合、今後は工学・農学の学生や教員へ参加の呼びかけを強化することが望まれる。